

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年度

島本町立第四小学校

(いじめの定義)

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほか児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第2条〉

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは決して許されない」ということを児童及び教職員が共通認識を持ち、さらに、保護者・地域他関係者と連携を図りながら、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、組織的に取り組むこととする。

(児童の責務)

いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、以下に定める基本施策を踏まえ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止・年間計画の作成

- ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組推進
- イ わかる授業づくり
- ウ 規範意識の醸成
- エ 児童会活動の活性化、体験活動の充実

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・児童対象 生活アンケート 年3回（6月 10月 2月）
- ・いじめ防止週間の実施（児童会活動）
- ・個人懇談会 年2回、学級懇談会年3回 等

イ いじめ相談体制

- ・通報、相談窓口の設置
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・教育相談週間

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童への情報モラル教育
- ・学級懇談会で啓発
- ・SNSトラブル防止に向けた取り組み（児童会活動）

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の設置

<構成員>

管理職 生活指導担当 各学年代表 養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー（ＳＣ） スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

<活動>

- ・年間計画の作成に関すること
- ・いじめ防止等の取組検証、評価に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童への指導に関すること
- ・校内研修に関すること
- ・その他、いじめ防止等の取り組みに関すること

<開催>

- ・月２～３回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をおこなう。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、まずいじめを受けた児童・保護者に対する支援をおこない、次にいじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的におこなう。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った児童に対し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等において学習させる措置を講じる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態発生疑いがある旨を、島本町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(学校いじめ等対策委員会)を設置する。
- ウ 教育委員会と上記組織が連携して、事実関係を明確にするための調査等を行う。
- ※調査等の主体は、教育委員会が担うこととなる。
- エ 上記調査等の結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) その他の留意事項

①保護者・地域・他関係者との連携等

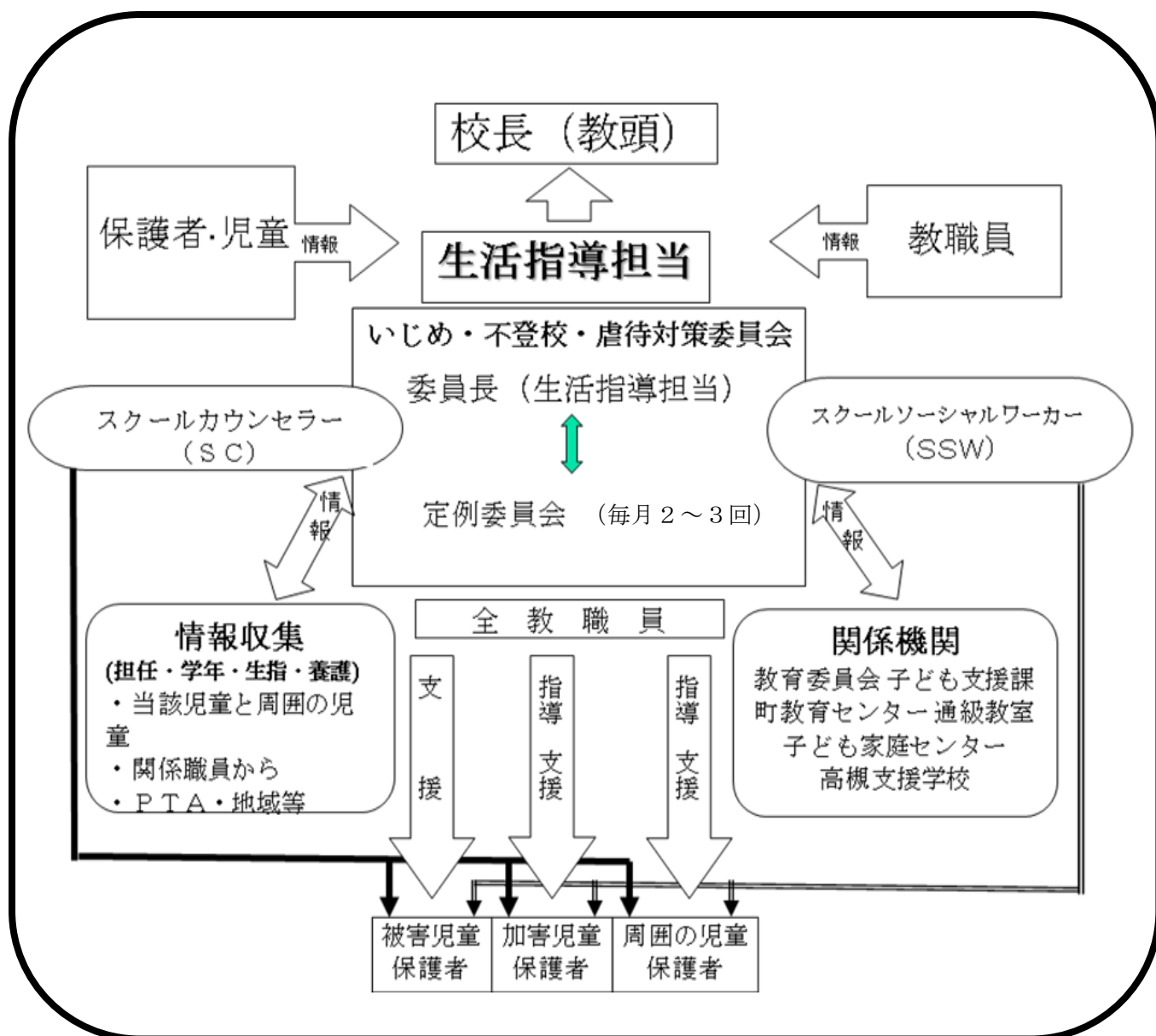
- ア 学校基本方針の策定に当たっては、保護者・地域他関係者からの参画を得る。
- イ いじめの問題の重要性の認識を広め意識啓発を図るため、学校基本方針を学校ＨＰ等で公開する。

②学校教育自己診断における取組検証

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(4) いじめ未然防止のための学校体制



- ①問題行動の未然防止、早期発見と発見後の対応の工夫・改善

- ・児童の行動に不審な点があれば個人で判断せず、必ず誰かと相談して、問題かどうか判断する。問題だと判断すれば、直ぐに、いじめ・不登校・虐待対策委員長、教頭、校長に連絡する。

- ## ②生活指導体制の強化と指導内容の充実

- ・子どもの実態を見据えた上で、道徳の授業に臨む。道徳の時間を「要」として、心をはぐくむ。ただし、問題行動の事前・事後の指導は生徒指導であって、道徳ではない。
- ・児童からの事情の聞き取りは、被害児童を優先し、加害児童を後にする。
- ・複数名の教師で聞き取りをすることを原則とする。
- ・他の児童の授業を潰して、聞き取りをしてはならない。

<別添>

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

資料2 「児童生徒の問題行動への初期対応マニュアル」いじめの対応

資料3 いじめの具体的な考え方・対応等について

資料4 「いじめの未然防止」に向けて

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

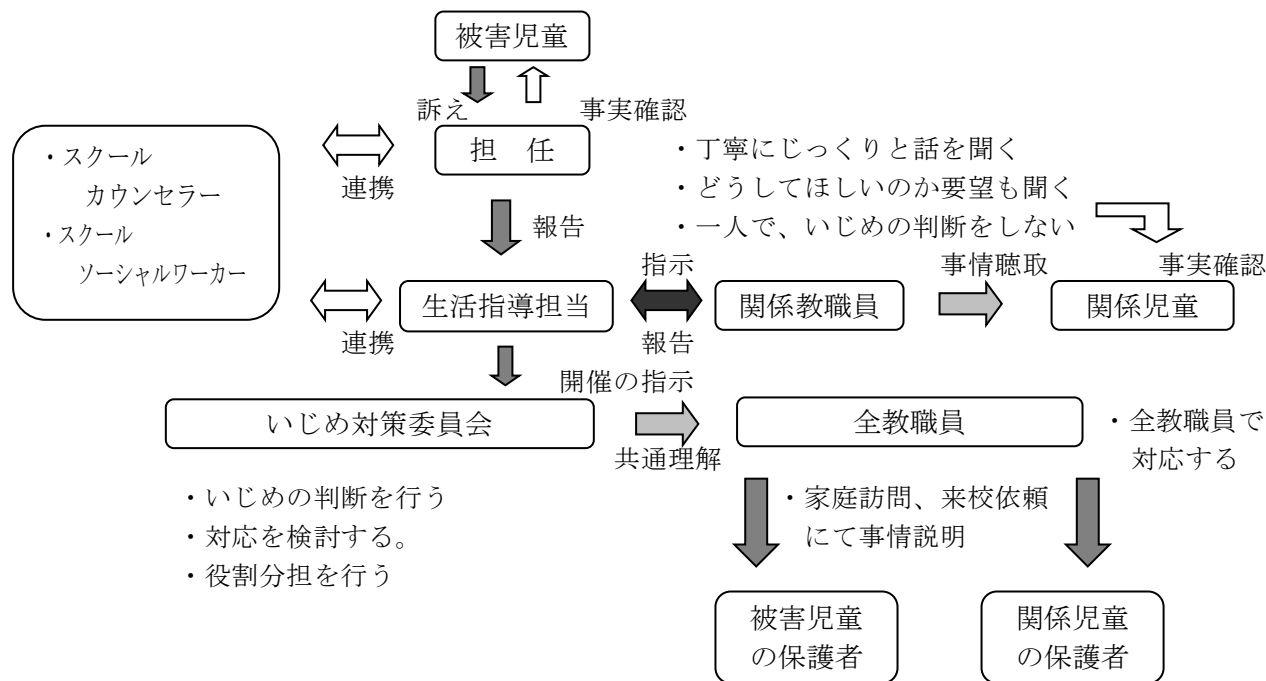
いじめ防止等に関する年間計画					
		学校	児童	保護者	地域・その他
4月	い じ め 防 止 対 策 委 員 会 (定 例)	校内研修	リーフレット配布・説明	参観・懇談	
5月					
6月		生活アンケート①		参観	学校協議会
		いじめ防止についての取り組み (児童会)		個人懇談	
7月		校内研修			
8月					
9月					
10月		生活アンケート②			
11月		ネットトラブルによるいじめの 対策に向けた研修を、児童、 保護者向けに行います。	児童・保護者向け研修会	土曜参観	土曜参観 学校協議会
		学校教育アンケート			
12月		年末集計		個人懇談	
1月		いじめ防止についての取り組み (児童会)			
2月	検証・総括		懇談	学校協議会	
	生活アンケート③				
3月	年度末集計				

資料2 「児童生徒の問題行動への初期対応マニュアル」 いじめの対応 （例）

〈具体的事例〉

担任をしている5年生児童が、同じクラスの4人の児童に無視され、悪口を言われていると訴えてきた。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応プログラム I」（平成19年6月参照）

○いじめを訴えてきた児童への対応

- ・どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待つ。
- ・本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。

○いじめたと訴えられた関係児童への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実を正確に把握する。
- ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら、全体像をつかむ。

○生徒指導委員会（仮称）

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。（誰が、いつ、どこで、何をするのか）
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。（複数対応、電話では済ませない。）

資料3 いじめの具体的な考え方・対応等について

□いじめ事案（疑含む）への対応手順

- ① 緊急いじめ対策会議を招集する。複数で見立て、対応方法を検討する。
- ② いじめ被害者から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童・生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていくこと。
- ③ 事案によっては、被害者の保護者と連絡を取り、今後の方針や対応方法について理解を得る。
- ④ いじめ加害者から事実関係の聴取を行う。その際、複数の教職員で聴取すること。
- ⑤ いじめの目撃者からも事実関係を聴取する。
- ⑥ 情報収集後、事実関係を明らかにし、いじめ対策会議を開催し、いじめ認知をする。
- ⑦ 被害者及び加害者の保護者に連絡をし、今後の方針や対応について理解と協力を求める。
- ⑧ いじめ被害者にとって信頼できる人と連携し、いじめ被害者に寄り添い支える体制を作る。

□いじめ加害者への指導・支援

- ① 事実確認を最初に行う。このとき最もやってはいけないことは、いじめ事象を表面的にのみ捉えて、「よくあること」「大したことはない」などと過小評価すること。いじめ加害の見逃しは、加害者にとっての悪い学びになる。「あの程度ならOKだ」「見つかっても大したことないし、見つからなければまったく問題ない」のように考え、それが次の深刻ないじめを生む。いじめ加害者である児童生徒の行動によって傷ついた者がいるという事実について、その状況（時間・場所・その場にいた人など）、行動の内容、頻度を明確にすること。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ 間違った認識への指導

□いじめにつながる二つの条件

① シンキング・エラー

加害者は、自分の行動が正義であるかのように思っている。特に、そういう文化があるところでは、気づけない。

② 人間関係にパワー・バランスがある

肉体的、精神的、知的、社会性などの差。やり返せるならケンカ。

※この二つが揃えば、いじめ関係は保持され深刻化していく。第三者の介入が必要となる。

□シンキング・エラーとその対応

【被害者意識】

（そのいじめは）他の人が始めたから仕方がなかった。（いじめを）やらざるをえなかった。

↓

対応：他の人の行動ではなく、自分の行動として考えさせる。

【他人を傷つけることの認識のなさ】

そんなことで傷つくと思わなかった。相手の気持ちは考えていなかった。

↓

対応：自分がその人の立場だったらどう感じるのか考えさせる。

【自分勝手】

やりたくないこと、つまらないと思うことはやらなくてもよい。やりたいことは、いつでもやりたいようにやってよい。

↓

対応：やりたくないこと、つまらないことでも、やらなければならない場合があること、逆にやりたいことを我慢しなければならない場合があることを説明する。

【怒り】

怒りによって他人をコントロールできる。怒りを脅迫、皮肉、暴力などの形で直接表現してもよい。

↓

対応：怒りの原因に気づかせる。怒らなくてもすむ方法を考えた方が、本人にとっても周りにとってもよいことに気づかせる。

□いじめにあったときの対処方法

- ①誰かにこのことを言う（助けを求める）
- ②加害者にいじめをやめてほしいと伝える
- ③加害者の行動を無視し、その場から離れる
- ④自信のある態度をとる（その方がいじめは続きにくい）

□いじめ9種類

- ① 身体的いじめ
- ② 言葉のいじめ
- ③ 社会的いじめ
- ④ お金や物をとる・壊す
- ⑤ 嘘・うわさを流す
- ⑥ やりたくないことの強制
- ⑦ 仲間外れ、集団による無視
- ⑧ 性的いじめ
- ⑨ ネットいじめ

□児童生徒に示す具体的な「いじめ行為」

- ① からかわれたり、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ・無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたりする
- ④ ひどくたたかれたりプロレス技をかけられたりする
- ⑤ モノやお金をわたすように言われる
- ⑥ モノをかくされたり、こわされたり、すてられたりする
- ⑦ いやなことやはずかしいこと、危険なことをされる
- ⑧ パソコンやケータイ・スマホで悪口を言われる、いやなことをされる
- ⑨ 嘘やうわさを流される

□ネットいじめの種類

挑発行為：メール、メッセージを使つての争い、けんか。怒りの言葉、侮辱的表現を被害者に送りつけること。

迷惑行為：からかいや攻撃の言葉を繰り返し被害者に送ること

ネットストーカー：ひどい迷惑行為を繰り返し続ける。

中傷行為：悪口をネット上で広げること。被害者の評判や人間関係に傷つけるように、噂話を第三者に送ったり掲示板に書き込んだり、画像などの情報をアップロードしたりすること。

なりすまし：被害者の評判や人間関係を傷つけたり被害者をトラブルに巻き込んだりするように、被害者になりすましてメールを送ったり掲示板に書き込んだり、画像などの情報をアップロードしたりすること。

拡散：自分の知っている被害者の個人情報や他の人に知られたくない情報や画像などをインターネット上に公開し拡散すること。

仲間外れ：インターネット上のグループから、被害者を意図的に仲間外れにすること。

資料4 「いじめの未然防止」に向けて

1. 包括的取組み

⇒いじめの未然防止に必要なこと

- (ア) すべての教職員が、いじめに対する思い込みや誤解を捨て、正しい認識で取り組むこと
- (イ) 一部の教職員で動く、個々の学級担任だけで注意する等の姿勢を改め、教職員全体で学校として取り組みを実施できる仕組みを作って取り組むこと
- (ウ) 取り組みの中心は、生徒会中心の行事や児童・生徒の人格を育てるための授業を実施する

2. いじめ対応の構造的課題

⇒いじめ対策のシステム

- ・ステージ1（ユニバーサル支援） **最重要**

学校全体での包括的ないじめ予防教育。すべての教室で、すべての教職員によって行われる。

- ・ステージ2（初期対応、早期支援）

いじめかもしれない出来事があった場合の初期対応。もしくは、いじめが起きやすい環境の改善、いじめの加害者や被害者になりやすい児童・生徒への指導支援。

- ・ステージ3（介入支援）

いじめが起きた後の対応。二度といじめが起きないようにするための指導や環境改善。

3. いじめ予防授業の前提

⇒いじめ予防を実現するには、いじめの仲裁者を育てることが重要である。つまり、いじめの起きにくい集団をつくること。今回の事案からも、いじめ予防を問題にする前に、集団を立て直すこと。健全な集団があって初めて、いじめ予防に集中することができる。

4. 予防授業のための教職員研修

⇒担任がいじめの予防授業をするべきである。いじめ予防の鍵は仲裁者の行動であるから、担任の行動は非常に重要である。日々の指導を行い、クラスの児童・生徒の様子を細かく観察できる担任は、児童・生徒にとって身近なモデルとなる。担任がいじめに積極的にかかわる姿勢を見せるようにするためにも、いじめを取り上げた授業を自ら行うようにすること。

5. いじめにあった時の行動

⇒児童・生徒に、いじめにあったときの対処方法をあらかじめ知らせておくことで、安心感をもたせる。さらに、これらの方法は仲裁者の立場での対処法としても活用できる。また、ロールプレイをさせると、児童・生徒に確実なスキルとして身につけることができる。「これは、遊びだから許される」「他の人もやっているから問題ない」のような間違った認識をもつ。だからこそ、教職員は児童・生徒に「いじめかもしれない出来事があったときの対処方法」を教えておかなければならない。行動に移せるレベルまで具体化しておく必要がある。

6. 二次障害としてのいじめ

⇒「ある友達が自分をいつもにらんでくる、それで、自分は心身の苦痛を感じている。これは、いじめだから何とかしてほしい」と訴えてきた場合、特別支援教育の問題（過敏性といった ASD 特性をもつ〇〇さんの支援の問題）という捉え方が必要となる。つまり、〇〇さんへの支援が十分でないために、今回の件が発生したと考えるべきである。重大事態となるかならないかは別にして、学校内のいじめを取り扱うとき、そのいじめの背景に、発達障害や家庭環境といった別の問題が含まれていないかどうか、まず考えるようにすべき。

7. いじめと他の問題との関連

⇒いじめ問題に発達障害や不登校、非行、虐待等、別の問題を絡めて考えることができおらず、二次的な問題として、いじめ問題が発生しているケースがある。